

## 郵便等投票証明書返納届

私は、公職選挙法施行令第59条の3の規定によって交付を受けた郵便等投票証明書について、以下の理由により返納します。

なお、郵便等投票証明書の返納については、交付者本人の了承のうえに行い、今後郵便等投票を行う場合は改めて、郵便等投票証明書の交付を申請いたします。

理 由 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

交付者氏名

代理記載者

住 所

交付者との続柄

年 月 日